

議案第 30 号

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年2月25日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の育児休業等に関する条例（平成16年伊賀市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。